

(平成25年2月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	10 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 11 月から 55 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月から 55 年 9 月まで  
夫の勤め先が昭和 52 年 11 月から厚生年金保険未適用の関連会社が変わったので、夫が夫婦の国民年金の再加入手続を行い、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。夫の申立期間の保険料が納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫の勤め先が昭和 52 年 11 月から厚生年金保険未適用の関連会社が変わったので、夫が夫婦の国民年金の再加入手続を行い、自身が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと具体的に説明しているところ、申立期間前の納付済期間については、夫婦に係る特殊台帳の納付記録から、夫婦の保険料は、同一月に納付されていることが確認できること、申立期間前後で生活状況に大きな変化は無かったと認められること、及び申立期間については、夫の保険料は納付済みとなっていることを踏まえると、申立人が夫の保険料のみを納付し、自身の保険料を納付しなかったとする特別の事情は認められない。

また、昭和 52 年 11 月の夫婦の再加入手続を行ったとする夫の国民年金被保険者名簿には「S52.12 再加入」と記載されており、夫の申立期間に係る再加入手続は、適切に行われたことが確認でき、申立人が夫と同時期に再加入したと考えるも不自然ではない。

さらに、申立期間後は、昭和 60 年 1 月から 60 歳になるまでの強制加入期間については、夫婦共に保険料を全て納付しており、夫婦の納付意識の高さが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで  
私は、昭和 53 年 6 月以降、付加保険料を含め国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間の付加保険料だけが納付されていないのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時居住していた市において当時使用されていた納付書の様式から、定額保険料及び付加保険料の合計額が一枚の納付書に印字されていることが確認できるところ、申立人は、定額保険料及び付加保険料を別々の納付書で納付した記憶は無いと説明している。

また、申立期間前後は付加保険料が納付済みとなっており、申立期間は3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年11月及び同年12月  
私の父は、私が20歳になった頃に国民年金の加入手続を行い、私が結婚するまで国民年金保険料を納付してくれた。結婚してからは、私が保険料を納付してきたのに、申立期間の2か月だけ保険料が未納となっているのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚したことにより昭和48年10月31日に転居し、転入届出を同年11月8日に行っていることが住民票で確認できることから、申立人から提出された国民年金手帳の住所変更日は同年11月8日、氏名変更は同年11月\*日と記載されており、申立人は、国民年金に係る住所変更及び氏名変更の手続を適切に行っていると認められる。

また、申立人は、申立期間直後の昭和49年1月から第3号被保険者となる前月の61年3月までの国民年金保険料を継続して納付しており、納付意識の高さが認められる上、申立期間は2か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から同年6月までの期間及び56年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から同年6月まで  
② 昭和56年1月から同年3月まで

私の元夫は、私がか会社を退職した後の昭和53年11月頃に私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は、私が3か月ごとに金融機関で納付してきた。納付期限より多少遅れることがあったとしても必ず保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳から昭和53年11月10日に国民年金に任意加入していることが確認でき、申立期間の国民年金保険料は、現年度納付が可能である。

また、申立人が居住する市を管轄する年金事務所は、申立期間当時、現年度納付可能時期を経過した翌年度に過年度納付書を未納者に送付していたと回答していることから、申立期間の保険料は過年度納付も可能であり、申立人の説明に不自然さはみられない。

さらに、申立期間の前後の加入期間は保険料が納付済みであるところ、申立期間の前後を通じて申立人の元夫の仕事に特段変更は無く、生活状況に大きな変化は認められない上、申立期間は各々3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和44年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月31日から同年4月2日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和44年3月か4月頃、B支店に転勤したが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された健康保険台帳によると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和44年3月31日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和44年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和48年4月20日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和47年11月から48年3月までの標準報酬月額については、4万5,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月30日から48年5月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においても同社に継続して勤務しており、給与支給明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の記録により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和47年11月30日の後の48年4月20日付けで、申立人を含む9人の資格喪失日について、遡って47年11月30日とする処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、申立人が提出した給与支給明細書によると、昭和47年11月から48年1月までの期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は申立期間においても法人事業所であったことが確認できる上、上記被保険者名簿によると、申立期間当時、常時5人以上の従業員を使用していたことがうかがえることから、当時の厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

さらに、国民年金被保険者台帳及び国民年金保険料還付整理簿によると、申立人は、昭和47年1月8日に国民年金の被保険者資格を取得し、同年1月から48年3月までの保険料を納付していたところ、同年5月10日付けで、遡って国民年金の被保険者資格を47年9月12日に喪失し、申立期間を含む同年9月から48年3月までの保険

料を還付されていることが確認できることから、申立人は、厚生年金保険被保険者として、47年11月から48年3月までの期間に係る厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、上記資格喪失処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を当該処理日である昭和48年4月20日に訂正することが必要である。

なお、昭和47年11月から48年3月までの標準報酬月額については、申立人のA社における47年10月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和48年4月20日から同年5月1日までの期間について、雇用保険の記録により、申立人のA社における勤務は確認できるものの、申立人は、厚生年金保険料の控除が確認できる給与支給明細書等を保管しておらず、同社は52年6月\*日に解散している上、申立期間当時及び解散当時の事業主は死亡していることから、申立人に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、上記被保険者名簿において連絡先の判明した14人に照会したところ、7人から回答を得たが、当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述等は得られなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る被保険者記録は、資格取得日が平成 20 年 6 月 1 日とされ、同年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年 6 月 1 日とし、申立期間の標準報酬月額を 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。平成 20 年 6 月 1 日付けでC社からA社に転籍し、同日から同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書並びに申立期間当時の事業主及び申立人と同日付けでC社からA社に転籍した元同僚の供述により、申立人は、平成 20 年 6 月 1 日から同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は給与支給額から、26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る資格取得の届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る被保険者記録は、資格取得日が平成20年6月1日、資格喪失日が21年12月1日とされ、当該期間のうち、20年6月1日から同年8月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を、同年6月は22万円、同年7月は24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月1日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。平成20年6月1日付けでC社からA社に転籍し、同日から同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された源泉徴収簿並びに申立期間当時の事業主及び申立人と同日付けでC社からA社に転籍した元同僚の供述により、申立人は、平成20年6月1日から同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記源泉徴収簿において確認でき

る社会保険料等の控除額を基に算出した厚生年金保険料控除額から、平成 20 年 6 月は 22 万円、同年 7 月は 24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る資格取得の届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、平成3年12月1日から4年7月1日までの期間及び同年8月1日から10年2月28日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、3年12月は50万円、4年1月から同年6月までは47万円、同年8月は50万円、同年9月から8年9月までは53万円、同年10月から同年12月までは50万円、9年1月から10年1月までは59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成3年3月19日から同年12月1日まで  
② 平成3年12月1日から10年2月28日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額と相違している。給与支払明細書等を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、平成3年12月から4年6月まで及び同年8月から10年1月までについて、申立人から提出された給与支払明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、平成3年12月は50万円、4年1月から同年6月までは47万円、同年8月は50万円、同年9月から8年9月までは53万円、同年10月から同年12月までは50万円、9年1月から10年1月までは59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給

与支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成4年7月について、上記給与支払明細書によると、報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う54万円とされているものの、厚生年金保険料控除額は2万9,725円とされており、これに見合う標準報酬月額41万円は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間については、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 2 申立期間①について、申立人は当該期間における給与支払明細書を保有していないため、月別の厚生年金保険料控除額が確認できないところ、申立人から、給与支払明細書に代わるものとして、A社が発行した平成3年分から5年分まで及び7年分の給与所得の源泉徴収票が提出されている。

しかしながら、上記源泉徴収票には、厚生年金保険料について健康保険料及び雇用保険料と合わせて社会保険料として記載されている上、月別ではなく年間の合計金額として記載されているため、月別の厚生年金保険料については、当該源泉徴収票における年間の社会保険料の合計金額から推計することとなる。

そこで、月別の厚生年金保険料等、詳細が記載された給与支払明細書が1年分全てそろっている平成5年について、給与支払明細書と源泉徴収票を突合したところ、源泉徴収票に記載されている給与支払総額及び社会保険料控除額は、いずれも給与支払明細書における合計額と著しく相違しており、さらに、源泉徴収票に記載されている給与支払総額は給与支払明細書における合計額より低いにもかかわらず、社会保険料控除額は給与支払明細書における合計額よりも高くなっており、源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額は正確なものではないことが判明したことから、申立期間①に係る3年の源泉徴収票に記載された社会保険料控除額も正確なものとは認められない。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和39年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月1日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社から関連会社であるC社への人事異動はあったが、申立期間を含めてA社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る人事カード並びに申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料控除についての同社からの回答から判断すると、申立人は、申立期間を含めてA社に継続して勤務し（昭和39年10月1日に同社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格喪失日を昭和39年10月1日と届け出るべきところ、誤って同年9月1日として届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B区）（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和39年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月21日から同年9月15日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同社（D区）から同社（B区）への転勤はあったものの、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料控除についてのC社からの回答並びにE健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間を含めてA社に継続して勤務し（昭和39年7月21日に同社（D区）から同社（B区）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（B区）における昭和39年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格取得届を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 東京厚生年金 事案 24068 (事案 9521 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年9月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年9月及び同年10月は6万円、同年11月は5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月25日から同年12月1日まで  
② 昭和47年5月28日から51年8月2日まで

B社又はA社に勤務していた申立期間①及びA社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和40年9月にC社に入社して以降、社名は変わったが、51年まで勤務していた。同社の同僚は厚生年金保険の加入記録があるのに、自分は無いので、調査して申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、複数の元同僚の回答により、申立人が当該期間に継続して勤務していたことはうかがえるものの、B社の元事業主は、「当該期間の厚生年金保険料を控除していたか否かについては、当時の経理担当者と連絡することができず、確認できない。」と述べている上、当該期間における厚生年金保険料の控除がうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年6月2日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料及び情報を提出していないものの、昭和40年にC社に入社して以降、社名はB社、その後、A社へと変わったが、51年まで勤務していた旨主張していることから、B社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人と同じ44年9月25日に社会保険事務所(当時)において資格喪失届を受け付

けたことが確認でき、かつ、A社に係る事業所別被保険者名簿により、同社において被保険者資格を取得していることが確認できる21人のうち、連絡先が判明した13人に対し、申立期間①における勤務及び給与の実態について照会したところ、7人から回答があり、そのうち5人は、同社に勤務し同社から給与の支払を受けていたとしており、そのうち3人は、申立人も同社に勤務していた旨回答している。

また、上記13人のうち、申立人と同じく、営業担当で支店長を務めた一人から提出されたA社における昭和44年9月から同年11月までに係る給料明細書により、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるとともに、経理担当の一人から提出された同社における同年9月及び同年10月に係る給料明細書並びに同年10月から同年12月までの家計簿により、当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和44年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所でないことが確認できる。しかしながら、同社に係る商業・法人登記簿謄本により、同社は43年3月16日に法人として設立されたことが確認できる上、上記のとおり、5人が同社に勤務していたと回答していることから、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のB社に係る事業所別被保険者名簿における昭和43年10月及び44年10月の定時決定の記録並びに同僚の給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から判断して、同年9月及び同年10月は6万円、同年11月は5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないと認められることから、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②に係る申立てについては、元事業主及び元同僚の回答により、申立人が当該期間に継続して勤務していたことはいかなるものも、A社の元事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載された申立人の同社における資格喪失日は昭和47年5月28日であり、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致していることが確認できること、及び当該被保険者名簿における健康保険の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所における事務処理に不自然な点は見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年6月2日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人から新たな資料及び情報の提出は無く、上記資格喪失確認通知書と上記被保険者名簿とを改めて突合したが、申立人に係る資格喪失日

は一致していることが確認できる上、不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 19 年 6 月 29 日は 6 万 8,000 円、同年 12 月 15 日は 13 万 7,000 円、20 年 3 月 31 日は 20 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 6 月 29 日  
② 平成 19 年 12 月 15 日  
③ 平成 20 年 3 月 31 日

A 社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社から提出のあった申立期間における賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 19 年 6 月 29 日は 6 万 8,000 円、同年 12 月 15 日は 13 万 7,000 円、20 年 3 月 31 日は 20 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の事務手続

を誤ったとして社会保険事務所（当時）に訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

総務大臣から平成 21 年 7 月 7 日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあつせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、当該あつせんによらず、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月 29 日から同年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社（B 区）における資格取得日に係る記録を同年 4 月 29 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 1 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 29 日から同年 5 月 20 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A 社（現在は、C 社）に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。同社には、昭和 34 年 5 月から平成 5 年 3 月まで継続して勤務しており、厚生年金保険の未加入期間があるのは納得できないので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録について、雇用保険の加入記録及び同僚の供述によると、申立人は、申立期間において A 社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、既に当委員会において決定したあつせん案の報告に基づき、平成 21 年 7 月 7 日付けで、総務大臣から年金記録に係る苦情のあつせんが行われている。

しかしながら、当該あつせん後に、A 社（B 区）に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間のうち、昭和 37 年 5 月 1 日から同年 5 月 20 日までの期間に係る申立人の被保険者記録が存在することが判明したため、当該被保険者記録が申立人の基礎年金番号に統合されたことが平成 24 年 12 月 20 日付けの D 年金事務所からの文書により確認

できる。

上記統合処理を踏まえ、上記被保険者名簿及び関連資料を改めて検証したところ、申立期間のうち、昭和37年4月29日から同年5月1日までの期間について、雇用保険の加入記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社E支店から同社本社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日については、申立人と同様に、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い従業員の一人が保有する自身の職歴カードに、昭和37年4月1日付けでA社E支店から同社本社に異動したと記録されているところ、同社本社は、同年5月20日まではB区、同日以降はF区で厚生年金保険の適用事業所となっていること、当該従業員は、自身が所属していた営業所について、同年4月1日付けで同社E支店から同社本社に移管されたが、継続して勤務しており、申立人も自身と同様に、同一箇所勤務していた旨回答していること及び上記被保険者名簿において確認できる申立人に係る被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間のうち、同年4月29日から同年5月1日までの期間について同社本社（B区）において被保険者記録を有していたと考えられることから、申立人の同社本社（B区）における資格取得日を同年4月29日とすることが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社（B区）における昭和37年5月の上記被保険者名簿の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成14年1月を26万円、同年2月を24万円、同年3月から同年7月までを26万円、同年8月を24万円、同年9月から15年8月までを26万円、同年9月から16年8月までを28万円、同年9月から17年1月までを30万円、同年2月及び同年3月を32万円、同年4月から18年7月までを34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②から⑦までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月31日は1万6,000円、同年12月19日、16年7月6日及び同年12月24日はそれぞれ1万7,000円、17年8月25日は1万8,000円、同年12月28日は9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年1月21日から18年8月21日まで  
② 平成15年7月31日  
③ 平成15年12月19日  
④ 平成16年7月6日  
⑤ 平成16年12月24日  
⑥ 平成17年8月25日  
⑦ 平成17年12月28日

A社における被保険者期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の保険料控除額に見合う標準報酬月額より低くなっている。また、賞与が支給されていたにもかかわらず、申立期間②から⑦までの標準賞与額の記録が無い。給与明細書及び賞与明細書を提出するので、それぞれ記録を訂正してほしい。



### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成14年1月は26万円、同年2月は24万円、同年3月から同年7月までは26万円、同年8月は24万円、同年9月から15年8月までは26万円、同年9月から16年8月までは28万円、同年9月から17年1月までは30万円、同年2月及び同年3月は32万円、同年4月から18年7月までは34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間②から⑦までにA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成15年7月31日は1万6,000円、同年12月19日、16年7月6日及び同年12月24日はそれぞれ1万7,000円、17年8月25日は1万8,000円、同年12月28日は9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和47年5月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月25日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された「B事業所被保険者台帳」及び同社の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和47年5月25日に同社本社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和47年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立人に係る資格取得日の届出を誤ったとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年4月から60年3月まで  
私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。その後、母は、病にかかり、私の保険料を払い続けることができなくなったので、申立期間の保険料の免除申請手続きをしてくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされ、免除となっていないのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間前の期間の国民年金保険料を納付してくれていたことを、母親の遺品から年金手帳と領収証書が出てきたことで初めて知り、母親が昭和59年4月頃に病気になり、保険料を納付することができなくなったので申立期間に係る免除申請手続きを行ってくれたはずであると主張している。

しかし、母親の遺品から、オンライン記録で保険料が納付済みとなっている全期間の領収証書は見つかったが、免除申請を行ったことを示す関連資料は無く、また、申立人は、母親から委任状のことを聞いたことはあるが、当該委任状の話が免除申請に係るものかどうかは分からないと説明している。

さらに、申立人の保険料の免除申請手続きを行ったとする母親から当時の事情を聴取することができない上、申立人は免除申請手続きに関与していないことから、母親が保険料の免除申請を行ったか否かは不明である。

このほか、申立期間の保険料が免除されたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料が免除されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から平成元年12月までの期間のうち一部の期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から平成元年12月までの期間のうち一部の期間

私は、昭和49年2月に会社を退職した後、国民年金の加入手続を行い、平成2年1月に会社に入社する直前の元年12月までの期間のうち一部の期間の国民年金保険料を納付した。区役所で十万円ほどの金額を納付した記憶もある。その期間の全てが国民年金に未加入で保険料が未納となっているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和49年2月に会社を退職した後、国民年金の加入手続をした。」と説明しているが、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に対して同時期及び申立期間中に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人は、国民年金の加入に伴い交付される年金手帳に係る記憶が明確でない。

また、申立人は、「請求書を持参し、区役所で十万円ほどの金額を納めた記憶がある。」と説明しているが、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、申立期間の国民年金保険料を納付することができない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月及び同年3月

私は、18歳から海外留学しており、私が20歳のときに母が私の国民年金の加入手続きを行い、帰国して、平成17年に就職するまで、私の国民年金保険料を納付してくれていた。母から保険料の納付期日が過ぎた場合でも、後日まとめて納付していたと聞いているので、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から申立人の基礎年金番号の付番年月日は平成9年1月1日であることが確認でき、申立期間は、同年1月1日に基礎年金番号が導入された後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、記録漏れ及び記録誤り等の生じる可能性は極めて低いことを踏まえると、仮に申立人名義で納付された保険料が、別人の納付記録として記録されることは考え難い。

また、申立人の保険料を納付していたとする母親は、「納付を忘れた場合は、空白が生じないように保険料を納付していたので未納は無いはずである。」と説明しているが、過年度納付に係る記憶が明確でない上、申立人は保険料の納付に関与していないことから、申立期間の納付状況は不明である。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から54年3月まで  
私は、学生時代に母から私が20歳になる昭和51年\*月頃に私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと聞いた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和51年\*月頃に申立人の母親が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の資格取得日から57年3月頃に払い出されたことと推認できる。

また、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人が20歳になった昭和51年\*月頃に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時は大学に通っており、当時、学生は国民年金に任意加入の取扱いであったところ、申立期間は学生の任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が大学卒業後に就職した事業所を退職する際に手渡されたとする申立人の年金手帳の初めて国民年金の被保険者になった日は昭和57年1月16日と記載され、申立人に係る特殊台帳及び国民年金被保険者名簿の被保険者資格取得年月日と一致し、記録管理に不自然さは無い。

このほか、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができない上、申立人は申立期間の保険料の納付に関与していないことから、申立期間の納付状況が不明であるほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告

書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から61年3月まで  
私は、昭和51年3月に国民年金に任意加入し、年金受給資格が得られる25年間は国民年金保険料を納付し続けることを目標に、郵便局又は金融機関で保険料を納付していた。60年6月に現在居住する市に転入した際、国民年金関係の手続を行った記憶は無いが、市役所から送付された納付書で3か月ごとに金融機関で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和51年3月に国民年金に任意加入し、第3号被保険者になるまで任意加入をやめた記憶は無い。」と説明しているが、申立人に係る特殊台帳において56年7月の納付記録欄に「喪失」のゴム印が押されている上、資格得喪記録欄に「昭和56年7月1日」に被保険者資格喪失の記載があり、いずれもオンライン記録と一致している。

また、申立人は、「昭和60年6月に現在居住する市に転入し、その際に、国民年金関係の手続は行わなかったが、納付書が送付されてきた。」と説明しているが、同市では当時、転入してきた国民年金の任意加入被保険者については国民年金上の住所変更手続を行わなければ納付書の送付は行っておらず、また、国民年金の任意未加入者に対しては納付書を送付することはしないと回答しており、申立人の説明は不自然である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年9月から平成元年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月 から 平成 元 年 4 月 まで

私の申立期間の国民年金保険料は、会社を退職後の昭和 62 年か 63 年頃に役所から保険料が未納であるとして、請求合計額が 30 万円くらいの納付書の束が送付されてきたので、私の母が分割で金融機関に保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年か 63 年頃に 30 万円くらいの国民年金保険料に係る納付書の束が送付されてきたと説明しているが、申立人から提出された年金手帳（「平成」の印字有り）に記載されている国民年金手帳記号番号は、前後の第3号被保険者の該当処理日から、平成3年6月頃に払い出されたと推認でき、同時点で、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、昭和 62 年か 63 年頃に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録により、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認できる時期（平成3年6月）に過年度納付が可能な申立期間直後の元年5月から3年3月までの保険料を分割して過年度納付していることが確認できるところ、同期間と平成3年度を合計した保険料額は、申立人が主張する 30 万円に符合することから、申立人が説明する 30 万円くらいの納付書の束とは、この期間のものである可能性が高い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 10 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月から 53 年 3 月まで  
私は、時期ははっきり覚えていないが、夫婦で国民年金の加入手続を行い、昭和 54 年 1 月に夫婦二人分の国民年金保険料をそれぞれの貯金口座から引き出して郵便局で遡って一括納付した。夫の申立期間の保険料が納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったと説明しており、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の夫の申立期間に係る納付時期から、昭和 54 年 1 月頃に夫婦連番で払い出されたと推認できるところ、昭和 53 年度（昭和 53 年 4 月から）から 60 歳に到達するまで国民年金保険料を納付し続けた場合、夫は年金受給権を確保するために必要な納付済月数（300 か月）に 47 か月不足するのに対して、申立人は 310 か月の納付月数を確保することが可能である。

また、上記の状況から、夫は過去に遡って保険料を納付することが必要で、申立人から提出された夫の領収証書により、昭和 54 年 1 月 11 日に 51 年 10 月から 53 年 3 月までの保険料（18 か月分）を過年度納付し、36 年 4 月から 39 年 3 月までの保険料（36 か月分）を第 3 回特例納付制度を利用して納付したことによって、60 歳に到達するまで保険料を納付し続けた場合、合計 307 か月の納付月数を確保することが可能だったことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 9 月 15 日から平成元年 3 月 1 日まで  
② 平成元年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで  
③ 平成元年 12 月 10 日から 2 年 3 月 1 日まで  
④ 平成 7 年 1 月 15 日から同年 7 月 1 日まで  
⑤ 平成 7 年 12 月 31 日から 14 年 10 月 31 日まで

A店（後に、B社）に勤務していた期間のうちの申立期間①、C社（後に、D社）に勤務していた期間のうちの申立期間②、E社に勤務していた期間のうちの申立期間③、F社に勤務していた期間のうちの申立期間④及び⑤の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたのは間違いないので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A店に勤務していた元従業員は、申立人が、当該期間において同店に勤務していたことを覚えていると回答している。

一方、A店の元事業主に二度照会文書を送付したが、回答を得られず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

また、当該期間においてA店における社会保険業務に従事していたとする元従業員は、同店での社会保険業務は社長が取り仕切っていたが、見習期間などの理由をつけて、入社後すぐには社会保険に加入させていなかったようだとは回答している上、同店が運営する店舗の一つで店長として勤務していたとする元従業員も、入社後すぐに社会保険には加入させないという話を周囲から聞いたことがある旨回答している。

さらに、当該期間の前後にA店に勤務していた 10 人の従業員に照会したところ、そのうち回答のあった 3 人は、同店に勤務していた期間には、それぞれ約 4 か月から 10 か月の厚生年金保険の未加入期間があり、そのうちの一人は、社長に社会保険に

加入させてくれるよう何度も頼み、入社後4か月経過した頃ようやく加入することができた旨回答している。

なお、厚生年金保険の未加入期間があると回答している上記従業員のいずれも当該未加入期間における給与明細書等の資料を有しておらず、給与からの保険料控除を確認することができない。

- 2 申立期間②について、D社は、申立人に係る資料は残っておらず、申立人の勤務状況等について確認できない旨回答しているが、平成元年10月にC社に入社したとする元従業員は、申立人が当該期間に勤務していたことを覚えていると回答しており、当該期間における申立人の勤務はうかがえる。

また、申立人に係る資格取得日が平成元年11月1日と記録されていることについて、D社は、同社の前身であるC社がホテルを開業した時期は同年10月中頃であるが、開業に際して採用された従業員について試用期間は設けられていなかったと思われ、月の途中で入社した社員については、翌月11月1日を資格取得日として手続きしたことが考えられる旨回答している。

さらに、オンライン記録によると、平成元年11月1日に被保険者資格を取得している者が7人おり、これらの者に照会したところ、回答のあった二人は、いずれも同年10月頃に入社したとしている。

加えて、平成元年11月にC社において被保険者資格を取得した元従業員から提出された同年の源泉徴収票によると、「就職年月日 平成元年10月9日」と記載されているが、控除されている厚生年金保険料は、同年11月分と推定されるおおよそ1か月分に見合うものとなっており、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について推認できない。

- 3 申立期間③について、E社は、申立人に係る資料を保管しておらず、当該期間における申立人の勤務状況及び保険料控除について確認できないとしている。

しかし、E社は、当時の社会保険事務担当者は厚生年金保険及び雇用保険の資格取得日を入社日と同日で届けていたはずであると回答しているところ、昭和61年から平成7年までの間に被保険者資格を取得している9人（申立人を含む。）に係る雇用保険の資格取得日は、厚生年金保険の資格取得日と同日であることが確認できる。

また、上記従業員のうち、自身の入社時期を覚えている一人は、E社では入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いであり、同社での在職期間中に厚生年金保険の未加入期間は無い旨回答している。

さらに、申立期間③にE社において厚生年金保険の被保険者記録を有する3人に照会したところ二人から回答があり、いずれも申立人を覚えていないとしている。

なお、上記3人以外、当該期間にE社において厚生年金保険の被保険者記録を有している従業員はおらず、同社の他の従業員の連絡先が確認できないことから、申立人の勤務を確認することができない。

加えて、申立人を除く上記8人のうち、別の従業員は、同社では退職するまでパートの身分で勤務していたが、無保険であったことから、会社に尋ねたところ、社会保

険に加入させてもらえるとのことであったので加入したが、社会保険に未加入であった期間において、給与から保険料は控除されていなかったと供述している。

- 4 申立期間④について、平成7年1月にF社を退職したとする元従業員は、申立人が自身と入れ違いで入社した記憶があると供述している上、同社における申立人に係る雇用保険の加入期間は、同年2月1日から14年2月28日までであることから判断すると、申立人は、7年1月には同社に入社したことがうかがえ、申立期間④のうち、同年2月から同年6月までの期間における申立人の勤務が確認できる。

一方、F社の元事業主は、申立人の給与からの保険料控除等については不明である旨回答しており、また、複数の元従業員が社会保険担当者として氏名を挙げている者に二度照会文書を送付したが回答を得られず、同社における厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

また、申立期間④の前後にF社において被保険者であった者のうち二人は、同社に勤務していた期間において厚生年金保険に未加入となっている期間があるとしており、そのうち一人は、同社には平成4年4月に入社したが、健康保険被保険者証を発行してもらえず、事務担当者に何度も催促した記憶があるとしているところ、オンライン記録の資格取得月は同年8月とされ、約4か月の相違がある。

さらに、他の一人は、F社に在籍していた期間において国民健康保険に加入していたことから、厚生年金保険に加入していない期間があるとしており、当該未加入期間において、給与から社会保険料は控除されていなかった記憶があると回答している。

なお、上記二人はいずれも、給与明細書等の資料を有しておらず、給与からの保険料控除を確認することができない。

- 5 申立期間⑤について、上述のとおり、申立人に係る雇用保険の加入期間は、平成7年2月1日から14年2月28日までとされているが、申立人は同年10月まで勤務していたと主張しており、同時期まで一緒に勤務していた同僚一人の氏名を挙げているが、連絡先が不明で照会できず、申立期間⑤のうち、同年3月1日から同年10月30日までの勤務が確認できない。

また、オンライン記録によると、F社は、平成7年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間⑤は適用事業所でないことが確認できる。

さらに、F社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（以下「全喪日」という。）である平成7年12月31日に被保険者資格を喪失した者のうち5人は、当該期間において同社の経営状況は良くなかったと回答している。

加えて、オンライン記録によると、全喪日にF社において被保険者資格を喪失している19人のうち、申立人を含めた16人は健康保険任意継続被保険者となっている上、そのうち13人について、国民年金保険料の納付記録が確認できる。

なお、F社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は、全喪日以降も法人事業所として継続しており、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと考えられるが、平成7年12月31日以降も同社に勤務していたとする従業員のいずれもが、給与明細書等の資料を有しておらず、当該期間における保険料控除を確認でき

ない。

6 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から6年1月31日まで  
A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっているため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額について、当初、50万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年1月31日より後の同年3月7日付けで、4年3月に遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立期間及び上記減額訂正処理時において、申立人は同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、A社において給与事務及び社会保険手続を行っており、平成6年に厚生年金保険料の滞納について社会保険事務所（当時）に呼ばれて話をした上、その際に同社の代表者印を持参したと供述していることから、上記減額訂正処理に関与していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、上記減額訂正処理に関与していなかったとは考え難いことから、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上認められず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで  
ねんきん定期便で厚生年金保険の記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間が未加入期間となっていることが分かった。しかし、同社には平成 13 年 8 月 31 日まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された申立人に係る退職金明細から、申立人が平成 13 年 8 月 31 日まで同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人から提出されたA社発行の平成 13 年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の控除額をみると、申立人から提出された同年 3 月から同年 8 月まで（同年 4 月及び同年 7 月を除く。）の給与明細一覧で確認できる社会保険料等（同年 4 月及び同年 7 月は、当該月の前月の給与明細一覧を基に算出。）の合計の控除額とほぼ一致しており、また、同社は、厚生年金保険料は翌月控除であるとしていることから、上記源泉徴収票において確認できる社会保険料等の控除額は、オンライン記録にある被保険者期間である同年 2 月から同年 7 月までの期間に係るものと考えられ、申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除を確認することができない。

また、申立人から提出された申立人の預金通帳において、A社を退職した後の平成 13 年 9 月 28 日付けで、同社から同年 8 月以前に振り込まれた給与の約 3 分の 1 程度の給与が振り込まれたことが確認でき、これは、同社が給与は毎月 20 日締め月末払いであったとしているため、同年 8 月 21 日から同月 31 日までの期間に係る給与振込額であると認められるところ、同社は、「当該期間に係る申立人の給与額は、当社における 1 か月分の給与支給総額の約 3 分の 1 程度になるが、当該振込額からみて、当該期間については厚生年金保険料を控除していなかったものとする。」と回答していることから、当該期間に係る給与から申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことを確認するこ

とができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月1日から33年9月10日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は、昭和35年7月9日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、同社の厚生年金保険被保険者であった従業員20人に、申立人の申立期間に係る勤務及び同社における厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、回答のあった13人全員が申立人の申立期間に係る勤務及び同社における厚生年金保険の取扱いについて不明であるとしており、また、そのうちの4人が、当時の会社の経営状況は悪く、給料の遅配等があった旨回答している。

さらに、上記被保険者名簿から、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失する直前の昭和29年5月に厚生年金保険の被保険者であった申立人を含む従業員63人のうち、申立人と同日の同年6月1日に厚生年金保険の資格を喪失した従業員が8人、翌日の6月2日に資格を喪失した従業員が17人、また、同年10月1日に資格を喪失した従業員が11人となっているなど、申立人が資格喪失した以降同年中に、50人もの従業員が資格を喪失していることが確認でき、A社では、同年に、多くの従業員が退職したことがうかがわれる。

加えて、申立期間において、仮に、申立人がA社に勤務し、厚生年金保険に加入して

いたとすれば、同社は、当時、社会保険事務所（当時）が行う毎年 10 月の標準報酬月額  
の定時決定のための算定基礎届（毎年 8 月）を少なくとも 4 回提出していたはずであ  
り、この 4 回の届出において、同社及び社会保険事務所が、いずれも申立人の厚生年金  
保険被保険者記録が無いことに気付かなかったとは考え難いことから、同社は、当該算  
定基礎届を提出しておらず、年金事務所の記録どおり、申立人が厚生年金保険の被保険  
者資格を昭和 29 年 6 月 1 日に喪失した旨の届出を行い、申立期間は被保険者でないこ  
とを認識していたと考えるのが自然である。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務及び厚生年金保険料の事業主による給与から  
の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚  
生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控  
除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月 5 日から 63 年 4 月 1 日まで  
A病院（現在は、Bセンター）で賃金職員として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間も同病院で勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

Bセンターから提出された申立人の人事記録及び出勤簿により、申立人は申立期間にA病院で賃金職員（日給制）として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、Bセンターは、申立期間当時の賃金職員の厚生年金保険の取扱いについて、「賃金職員は希望者のみ加入手続をしており、本人から特段の申出が無かったとすれば、加入手続を行っていなかった可能性が高い。また、時期は不明だが、後に申出の有無にかかわらず、加入手続を行うようになった。」旨回答している。

また、Bセンターから提出された申立期間当時の賃金職員名簿、A病院に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人と同時期の昭和 59 年 3 月及び同年 4 月に賃金職員として採用された 8 人（申立人を含む。）のうち、申立期間に厚生年金保険に加入している者は 4 人であること、申立人が厚生年金保険に加入した 63 年 4 月に採用された 7 人全員は採用と同時に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人は、A病院の採用時に厚生年金保険の加入を申し出た記憶は無い旨供述しているところ、昭和 58 年 12 月に申立人と同職種で採用された同僚は、「自分は厚生年金保険加入についての申出はしていない。当時は申し出ないと加入できなかったが、その後、63 年からと思うが強制加入となり、その際に自身も加入した。」旨供述しており、オンライン記録によると、同人の厚生年金保険の加入日は、申立人と同じ 63 年 4 月 2 日であることが確認できる。

加えて、Bセンターは、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できる資

料は残っていないが、厚生年金保険の未加入期間に従業員の給与から保険料を控除することは無い旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月 1 日から 60 年 3 月 21 日まで  
A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。退職する前の2か月間だけ厚生年金保険に加入していたというのは到底理解できないので、よく調査をして、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社における複数の同僚及び従業員の供述から、入社日は特定できないものの、申立人が申立期間において同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録により、A社は平成11年10月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、同社の事業主は既に死亡していることから、申立期間の一部期間において同社の取締役であった当該事業主の妻に照会したところ、「自分は他社に勤務していたため、A社の厚生年金保険のことは分からない。既に同社は解散し、書類等は一切残っていない。」旨回答しており、申立人の申立期間における勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚のうち、自身と同じ営業職であったとする同僚は、「自分は昭和56年頃から約2年間A社に営業職で勤務した。」旨供述しているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿において同人の厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

さらに、上記名簿により、申立期間において厚生年金保険に加入していたことが確認できる従業員35人のうち、連絡先が判明した29人に厚生年金保険の取扱いについて照会し、15人から回答を得られたところ、申立人と同職種である営業職二人から申立期間当時の厚生年金保険加入の取扱いについて具体的な回答があり、そのうちの一人は、「入社した時期より厚生年金保険に加入した時期が遅れており、最初は厚生年金保険に加入させてくれなかったことを知った。当時、不動産業の営業は入ってもすぐ辞めてしまう

人が多く、A社でも、営業の人間はすぐに加入させてくれなかったのだと思う。」旨供述しており、他の一人は、「部長などの役職者以外の営業職は歩合制で、歩合制の営業職は最初から厚生年金保険に入らなかった。自分もA社で厚生年金保険に加入するまで保険料は控除されずに、国民年金に加入していた。」旨供述している。

加えて、上記回答のあった15人中、経理事務職の二人から申立期間当時の厚生年金保険加入の取扱いについて具体的な回答があり、一人は、「営業の人は販売額に応じて給与が変わり、保険料が控除されている者といない者がいた。」旨供述しており、他の一人は、「A社には保険料を控除されずに給与を丸々受け取る者と保険料を控除された少ない給与で正社員として身分が保障されている者がいた。」旨供述していることから、A社では必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがわかる。

なお、申立期間当時に申立人が居住していた地域を管轄する市役所の国民健康保険の加入記録によると、申立人は、昭和59年11月6日から60年2月19日までの期間及び同年3月17日から61年5月1日までの期間、国民健康保険の被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月26日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。手取額が増えると聞いたため、平成4年4月からは月給制から時間給制に変更してもらったが、退職するまで厚生年金保険料は変わらず控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録によると、A社における離職日は平成4年7月31日と記録されており、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は、社会保険の事務手続は外注していたため申立ての件については不明であり、当時の関係書類も無い旨回答しており、また、当該外注先で社会保険事務を担当していた者は所在不明であるほか、同社の人事労務関係担当者も死亡しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料について確認することができない。

さらに、申立人は平成4年4月から給与の支給形態を自らの希望により月給制から時間給制にしてもらい、給与形態が変更になった後も厚生年金保険料を控除されていたと供述しているが、申立期間当時の総務担当者は、勤務の途中から時間給制になり手取額が多くなったのであれば、社会保険の適用から外れ保険料の控除が無くなったこと以外考えられない上、給与からの厚生年金保険料の控除については、当時のA社の給与計算のチェック体制から、間違えて控除するという事は考え難いと供述している。

なお、申立人は、A社が社会保険の事務手続を依頼していた外注先の担当者が、自身と他の人とを間違えて厚生年金保険の資格喪失の手続をしたので、申立期間が未加入となっていると主張しているが、上述のとおり当該担当者は所在不明のため事実関係を確認することができない上、オンライン記録の健康保険証の回収記録によると、申立人は、

平成4年4月23日に健康保険証を返納していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から25年4月30日まで  
A事業所には昭和23年4月1日から25年4月30日まで正社員として勤務した。  
この度、同僚の申立てを契機として、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを知った。同僚と同様、自身も申立期間に厚生年金保険に加入していたと思われるので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険任意包括被保険者名簿により、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A事業所に係る上記被保険者名簿は、「健康保険厚生年金保険被保険者名簿」となっている標題の「厚生年金保険」が抹消され、「任意包括被保険者」を追加し、「健康保険任意包括被保険者名簿」と訂正されている上、摘要欄には「健保のみ」の記載が確認できることから、同事業所は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、事業主は死亡していることから、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、上記健康保険任意包括被保険者名簿において確認できる申立人が名前を記憶している上司及び複数の同僚は、申立期間において厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる上、当該同僚等から厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月 1 日から 58 年 1 月 1 日まで  
② 昭和 58 年 1 月 1 日から 61 年 6 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した申立期間①及びC社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、申立人の上司だったとする者の回答から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社の事業主は、申立人が在籍していたか否か確認する方法が無く不明であり、A社に勤務していた者で陸送・構内業務の者については厚生年金保険に加入していない者が多数いた旨回答している上、申立人がどうだったか分からないが、正社員であっても給料の手取りの点から社会保険に加入しないこともあった旨供述している。

また、B社の事業主及び申立人の上司だったとする者が、申立期間①当時、社会保険事務の責任者だったと供述する者は既に死亡しており、当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人が記憶している者のうち、二人は被保険者記録が確認できるものの、両人とも既に死亡しており、ほかの9人については、同名簿にその名前を確認することができない。

加えて、上記名簿において、昭和 56 年 12 月までに資格を取得し、申立期間①に被保険者記録が確認できる者のうち、住所が確認できる 16 人に照会したところ、10 人から回答があったが、上記申立人の上司だったとする者以外の 9 人は申立人を知らない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、C社は、平成10年以前の資料を廃棄しているため、申立人の在籍を確認できない旨回答している。

また、C社に係る事業所別被保険者名簿において確認できる、申立人がセンター長だったとする者と同姓の者は、自分は申立人の上司であり、申立人は2年から3年ぐらい勤務していた旨回答しているものの、同名簿によると、同人は、申立期間②に同社での厚生年金保険の加入記録は確認できない上、オンライン記録によると、同人は、申立期間①及び②において、他社での被保険者記録が確認できる。

さらに、上記申立人の上司であったとする者が、申立人の同僚として名前を挙げた二人のC社に係る被保険者記録は、申立期間②以前の期間であり、二人とも申立人を知らない旨回答しており、このうちの一人は、同社における厚生年金保険の取扱いについて、従業員の出入りが激しかったため、おそらく任意加入だったように思う旨回答している。

加えて、申立人が記憶している者のうち、上記名簿において確認できる一人は既に死亡しており、一人は申立人を知らない旨回答している上、ほかに申立人が同僚として名前を挙げた者は、同名簿に被保険者記録を確認できない。

また、上記名簿において、昭和58年12月までに資格を取得し、申立期間②に被保険者記録が確認できる者のうち、住所が判明した41人に照会したところ、23人から回答があったが、全員が申立人を知らない旨回答している。

なお、雇用保険の記録によると、申立人は申立期間②以前の昭和53年6月1日から54年1月31日までの期間において、C社と同じ社名の事業所で加入記録が確認できるほか、申立期間②の一部を含む58年8月17日から63年11月9日までの期間においては、申立事業所とは異なるD社で加入記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月から 10 年 9 月まで  
A社で勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に、B職として勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録では、申立人のA社での資格取得日は平成7年7月1日、離職日は10年8月31日と記録され、申立人は、申立期間を含む期間に、同社に勤務していたことが認められる。

しかし、適用事業所検索システム及びオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない上、同社の代表取締役は、同社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、従業員の給与から厚生年金保険料は控除していない旨供述している。

また、上記代表取締役の、A社に係る厚生年金保険の加入記録は確認できず、申立期間は、国民年金保険料納付済期間であることが確認できる。

さらに、申立人がA社の共同経営者だったとする上記代表取締役とは別の者に照会したものの、回答が得られず、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人は、平成8年10月1日から17年8月2日まで、国民健康保険に加入していたことが確認できるほか、A社における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等を保有していない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。